

燃えないゴミの収集日(月1回)

※各地区で決められたステーションへ出してください。
※収集日は、毎月のカレンダーで確認してください。

北小校区 (更屋敷を除く)	神戸小校区 (川西・福井・下宮・新和・前田を除く)	下宮小校区 (福井・下宮・新和を含む)	南平野小校区 (川西・前田・更屋敷を含む)
第1水曜日	第2水曜日	第3水曜日	第4水曜日

小型雑類ゴミ(②金属雑類、③プラスチック雑類または金属などの複数の材質による混合雑類、④ガラス雑類、⑤刃物などの危険ゴミ、⑥ビデオテープ類)は、材質ごとに分別して決められたコンテナに入れてください。

①金属(缶)類 ②金属雑類
③プラスチック雑類または混合雑類 →青色のコンテナ

④ガラス雑類 ⑤刃物などの危険ゴミ
⑥ビデオテープ類 →黄色のコンテナ

金属(缶)類
●毎月1回、地区指定の水曜日に収集します。

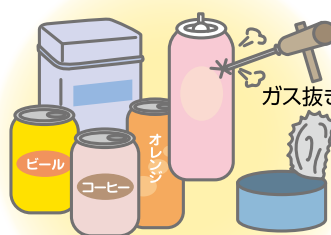
①各種飲料缶・缶詰・スプレー缶・缶箱などの金属類

●スプレー缶は中身を完全に使い切ってから、火の気のない風通しの良い野外で穴を開けてください。

●ビンや缶詰のフタ(金属製のみ)は、金属雑類へ入れてください。

●中身を出して水洗いをしてください。

※タバコの吸い殻やゴミなどの異物や薬品を絶対に入れないでください。


アルミ・スチール缶

小型雑類ゴミ
●毎月1回、地区指定の水曜日に収集します。

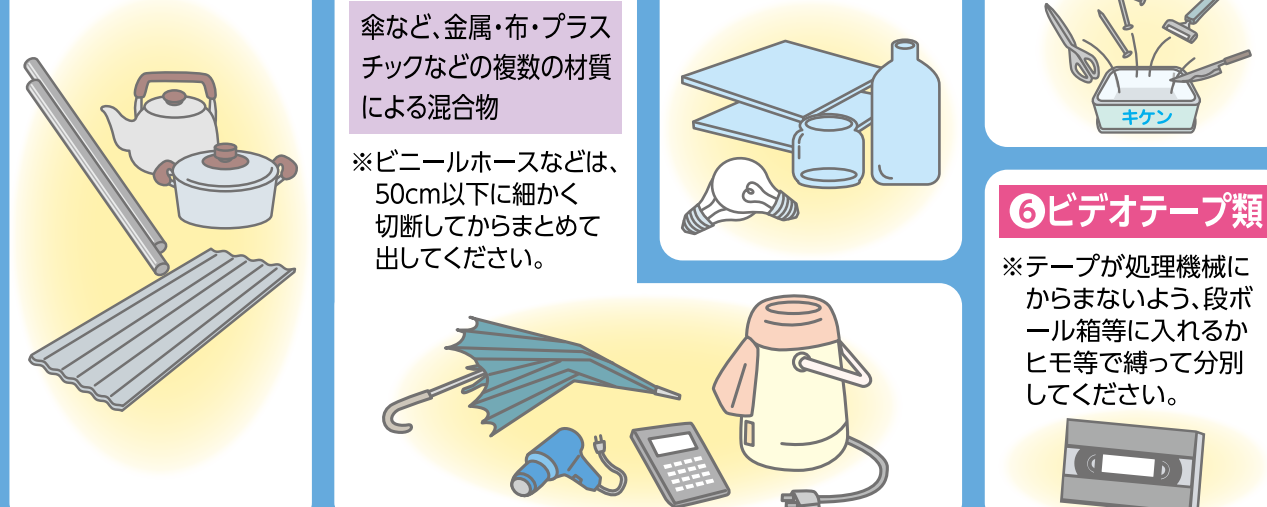
②金属雑類
なべ・やかん・針金・パイプ・金属トタンなど缶以外の金属製品
※金属トタンなどは、1m以下に折り曲げて出してください。
※金属パイプは、1m以下に揃えて出してください。

③プラスチック雑類または金属などの混合雑類
玩具・バケツ・ビデオテープなどその他プラスチック製品
ドライヤー・電気ポット・炊飯器などの金属・プラスチック複数の材質による小型家電製品
傘など、金属・布・プラスチックなどの複数の材質による混合物
※ビニールホースなどは、50cm以下に細かく切断してからまとめて出してください。

④ガラス雑類
コップ・耐熱ガラス・板ガラス・鏡・白熱電球などのガラス製品、ほ乳びん
※ガラス片がまわりに散らばらないようにコンテナに入れてください。
※収集作業員のケケン防止のため、⑤の雑類と分別してコンテナに入れてください。

⑤刃物などの危険ゴミ
包丁・ハサミ・剃刀などの刃物類と釘・針・ガラス片
※鉄やガラスなどの材質や種類ごとにまとめて、よくわかるように空き缶などの丈夫な容器にマジックペンで「危険」と記入してから出してください。

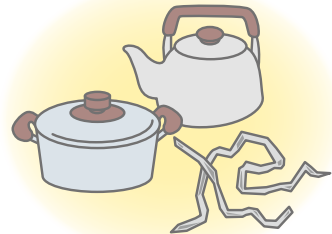
⑥ビデオテープ類
※テープが処理機械にからまないよう、段ボール箱等に入れるかヒモ等で縛って分別してください。

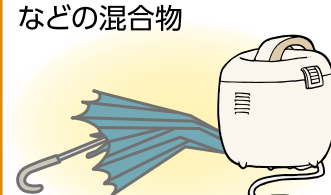


ゴミの分別方法

ゴミを出す場合は、そのゴミの材質の半分以上を占める種類に分別してから出してください。

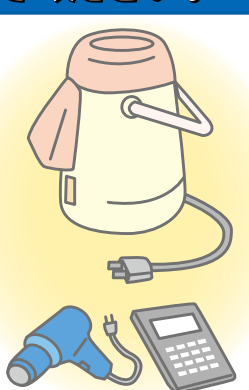
燃えないゴミ(各種雑類)

金属・プラスチックの割合が6:4なら
割合の多い方の②金属雑類へ
なべ・やかん・針金・パイプ、金属製トタンなど缶以外の金属製品


金属・プラスチックの割合が4:6なら
割合の多い方の③プラスチック雑類または金属などの混合雑類へ
プラスチック製の容器や製品、炊飯器や電気ポットなどの小型家電製品や傘などの混合物


家電製品の場合は、大きさや重さなどで分別してください。

片手で持てる程度の小型家電製品
「プラスチック雑類」へ
電話機・電卓・電気ポット・ドライヤーなど
●それ以上のものは「大型ゴミ」の日に
出してください。



※必ず材質の種類ごとに分別し、決められたコンテナに入れてください。
※コンテナの隙間からこぼれるような細かいゴミ(破片など)の場合のみ、丈夫な袋に詰めてからコンテナに入れてください。
※コンテナには、作業員が持てる程度の重さに余裕を持って入れてください。

問い合わせ 産業環境課 生活環境係 ☎27-0178

大型・せともの・有害危険ゴミの収集日(年3回)

※各地区で決められたステーションへ出してください。

北小校区 (更屋敷を除く)	神戸小校区 (川西・福井・下宮・新和・前田を除く)	下宮小校区 (福井・下宮・新和を含む)	南平野小校区 (川西・前田・更屋敷を含む)
4月2日(水) 9月3日(水) 12月3日(水)	4月9日(水) 9月10日(水) 12月10日(水)	4月16日(水) 9月17日(水) 12月17日(水)	4月23日(水) 9月24日(水) 12月24日(水)

大型ゴミ・せともの ●年に3回、地区指定の日に収集します。

家電製品・家具類・自転車など
※収集しない家電製品…エアコン・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ) 冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン

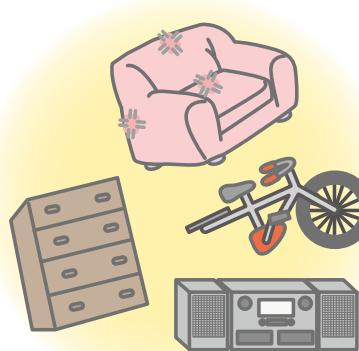
※収集を効率よく行うため、家具などの大型ゴミはできる限り分解してください。

●ベッド用マット(マットレス)は、表側のカバーを外し、フレームとスプリングだけにして、できる限り分解してから出してください。カバーは50cm角に切り、燃えるゴミに出してください。

●ストーブなどは、必ず灯油を抜いてから出してください。(灯油が残っていると火災事故などの原因となります。)

●電気カーペットで、カバーと本体分離型は、カバーは50cm角に切り、燃えるゴミに、本体はまとめて出してください。一体型はまとめて出してください。その際、電気カーペットと貼り紙をしてください。(電気毛布も同様)

●皿・湯のみなど(瓦類、コンクリートブロック類、漬物石は不可。産業環境課生活環境係へお問い合わせください。)



有害危険ゴミ ●年に3回、地区指定の日に収集します。

ライター・各種電池(乾電池、充電式電池内蔵家電、ボタン電池)・蛍光灯・温度計・水銀体温計
※蛍光灯は、中身の有害ガスがもれないように割らずにそのまま出してください。

蛍光灯を分別してください

白色直管・環形蛍光 電球型蛍光灯・スリム管等

ライターは使い切ってから割らずに出してください
輪ゴムや粘着力の強いテープでレバーを固定するなどして使い切って割らずに出してください。


電池の分別について
乾電池は下記の種類に分別して出してください。
①通常のアルカリ、マンガン乾電池(単1～単5形等)
②ニッケルカドミウム、リチウムイオン電池等の充電式電池
③ボタン電池
※乾電池の中には他の有害危険ゴミ(水銀体温計や温度計、蛍光灯や電球、カミソリ等の刃物等)を混ぜないでください。


収集しないゴミ

●建築廃材(建物と一体のものと判断されるもの
例:扉・ふすま・たたみなども収集できません)

●自動車等の機械部品、バンパー等の部品

●オートバイ ●タイヤ ●消火器

●プロパンガスボンベ

●廃油(オイルなど)

●ドラム缶

●ペンキなどの塗料

●自動車等のバッテリー

●農機具・畦シート・苗箱等の農業廃材

●農薬や硫酸、塩酸などの各種薬物

●灰

●店舗などから出る事業系ゴミ

●家電リサイクル法対象家電
エアコン・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ) 冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機

●パソコン ●耐火金庫

●石綿を含有する又は石綿含有の可能性のあるバスマット等

※上記のゴミは収集できませんので、各自で販売店や収集業者(町許可業者)に引き取ってもらってください。

